

法人版特例事業承継税制をご利用予定の皆さまへ①

実際に贈与・相続を行い、 その後に県知事の認定を受けないと 特例税制の適用はありません



◆重要なお知らせ

県による意向調査において、「既に特例承継計画の確認を受けているので、認定申請は不要」とお考えの方が多くいらっしゃる事が判明しました。

しかし、これは誤りです。

特例税制の適用を受けるためには、計画の確認を受け、「実際に贈与・相続を行い、その後に認定申請して認定を受ける必要」があります。

◆手続の流れ

特例事業承継税制の適用を受けるには、以下の4段階の手続きが必要です。

ステップ	必要な手続	申請先	期限
① 計画の作成	特例承継計画の作成	—	令和9年 9月30日
② 計画の確認	特例承継計画の確認申請	岐阜県	令和9年 9月30日
③ 贈与・相続の実施	贈与・相続の実施	—	令和9年12月31日
④ 贈与・相続の認定	贈与・相続の認定申請	岐阜県	贈与：贈与の翌年1月15日 相続：相続開始翌日から8か月

計画の「確認」は税制適用の前提条件ですが、それだけでは特例税制は適用されません。贈与・相続の「認定」を受けて初めて、税務署へ特例措置の申告をすることができます。

◆よくある誤解

「特例承継計画の確認を県知事から受けたので、手続きは完了した」

→これは誤りです！

確認はあくまでも「この計画で事業承継を進める予定がある」ことを証明するものです。

実際に贈与・相続を実施し、その後に、贈与・相続の認定申請を行う必要があります。

◆認定申請を忘れると

認定申請を期限内に行わなかった場合、特例事業承継税制の適用を受けることができません。贈与税・相続税の納税猶予が受けられなくなりますので、必ず期限内に申請してください。

☎ お問合せ・申請窓口

ご不明な点は、下記までお気軽にお問い合わせください。

受付時間：平日 8時30分～16時00分

岐阜県 商業・金融課 事業承継税制担当：森・高野

TEL：058-272-8389（直通） E-mail：mori-hiko@pref.gifu.lg.jp

